

実践アジア社長塾オンライン講座（第15回）「中国ビジネス最前線」

中国ビジネスと法

立教大学 アジア地域研究所 特任研究員
法律諮詢師・法学博士（中国政法大学）

高橋 孝治

ビジネスマンのための 中国労働法

【労務管理が理屈でわかる】

社会保険労務士 労働関係管理士
高橋 孝治 著
Koji Takahashi



Law of the labor of China

“個別の事案は役に立たない!!”

なぜ日本の常識が通用しないのか?
中国労働法を理論的にわかりやすく解説!

労働調査会

21 January 2021

BEIJING HUABEI

Jiji News Bulletin

時事速報

高橋孝治の中国法教室

第82回

中国で強制性のある通知に反した契約を
締結した事例

月曜から友よか千葉のニュースもお伝えする件



中国法研究家
高橋 孝治さん

中国の商標法という法律で

本证书持有者通过了 法律咨询师
统一考核和资格认证, 具备了所要求的专
业水平和职业能力。



姓名 高橋孝治
Full Name
职业资格 法律咨询师
Qualification
证书编号 116901042013001183
Certificate No.
身份证号码 TH1214812
ID No.

高橋孝治

「無秩序」の奥にある
法則の探求

中国社会の
法社会学



本日の目標

- ▶ 中国における「法」の役割と位置付けを理解する
- ▶ その「法」の役割と位置付けからどのようにすることがビジネス上も有利なのかを考える

まずは、事例を検討してみましよう

- ▶ 原告：甲社（中国企業）
- ▶ 被告：乙社（日本企業）

- ▶ 原告の主張
- ▶ 甲社は、乙社と売買契約を締結した。この契約によれば、甲社は乙社に商品を納品し、その納品から**2週間**以内に乙社は甲社に代金として**2万3千**アメリカドルを支払うことになっていた。そして、甲社は商品を納品したにもかかわらず、乙社はいまだに代金を支払っていない。そこで、甲社は乙社に代金**2万3千**アメリカドルと、それによって生じた**15**万元の損失の補償、遅延利息**15**万元、この訴訟にかかった翻訳費**600**元、公証費**7,800**元の支払いを求める。
- ▶ 証拠として、**2万3千**アメリカドルの請求書と、乙社による納入確認書、乙社が**2**週間以内に支払うと承諾した契約書、翻訳費の領収書、代理人弁護士による公証費の領収書を提出する。

事例（続き）

▶ 乙社の主張

- ▶ 乙社は、甲社との間で商品を**2万3千**アメリカドルで購入する契約を締結し、支払いにも合意している。しかし、遅延利息が**15万元**というのは根拠に乏しく承諾できない。また、経済損失や翻訳費、公証費などについても法的根拠に乏しく承諾できない。そもそも、商品は確かに納入を受けたが、この商品には著しく品質に問題があり、甲社には何度も連絡しているにもかかわらず、応答がないという状態である。すなわち、代金を支払わないことについては悪意はないのであり甲社の請求には応じることはできない。

事例（続き・完）

- ▶ 人民法院（裁判所）の最終判断
- ▶ 本件の売買契約には、代金と支払時期についてのみ書かれているのであり、遅延利息や翻訳費、公証費については記載されていない。そして、契約というのは絶対に守られなければならないものであり、代金の**2万3千**アメリカドルを乙社は支払う義務がある。そして、この代金以外については、甲社の主張を棄却する。
- ▶ 契約法〔合同法〕第**107**条、第**130**条、第**159**条、第**161**条の規定に基づき、乙社は本判決から**10**日以内に、甲社に**2万3千**アメリカドルを支払わなければならない。**10**日を超えた場合、**年利3%**の遅延利息を支払うものとする。
- ▶ （判決番号：（**2013**）長民二（商）初字第**S354**号）

当該判決をどう考えるか？

当該判決の問題点

- ▶ 乙社の主張である「商品には著しく品質に問題があり、甲社には何度も連絡しているにもかかわらず、応答がないという状態である。すなわち、代金を支払わないことについては悪意はない」という部分が人民法院に完全に無視されている
- ▶ 中国契約法〔合同法〕（1999年3月15日主席令第15号公布、同年10月1日施行。2021年1月1日廃止）第148条「目的物の品質が品質基準に付合しないことにより、契約の目的が実現できなかった場合、買手は目的物の受取を拒絶するまたは契約解除をすることができる。買手が目的物の受取を拒絶しまたは契約解除をした場合、目的物の毀損、滅失の危険は売手が負うものとする」。
- ▶ 中国契約法第155条「売手が引渡した目的物が品質の基準に付合しない場合、買手は本法第111条の規定に基づき相手方に違約責任を求めることができる」。

- ▶ 乙社は「商品には著しく品質に問題があり、甲社には何度も連絡している」のみであり、甲社に「修理、交換、やり直し、返品、価格または報酬の減額などの違約責任を合理的に選択して相手方に請求」しているわけではない。
- ▶ この限りにおいては、当該判決は、契約法第**161**条前段の「買手は約定期間内に代金を支払わなければならない」という規定に合致した解釈と言える
- ▶ →これはあまりにも杓子定規な判断？。

職権的な中国の民事裁判

- ▶ 「中華人民共和国民事訴訟法の任務は、当事者の訴訟する権利を保護し、**人民法院が事実を明らかにすること**を保証し、是非を明確にし、法律を正しく適用し、適時民事案件を審理し、民事の権利義務関係を確認し、民事違法行為には制裁をし、当事者の合法的権益を保護し、公民に法律の遵守を教育し、**社会秩序、経済秩序を維持し、社会主義建設事業の順調な進行を保障**することにある」
（民事訴訟法第2条）。
- ▶ 「人民法院は法定の手続きに従い、全面的、客観的に**証拠を審査し調査確認**をしなければならない」（民事訴訟法64条3項）。

職権的な民事裁判のはずなのに？

- ▶ 乙社が契約解除や修理、交換、やり直し、返品、価格または報酬の減額を請求していなくても、このことが考慮された判断がなされてもよさそうである。
- ▶ すなわち、「乙社は契約解除や、修理、交換、やり直し、返品、価格または報酬の減額の請求ができるのであり、この主張を待ってから代金の請求はなされなければならない」という判決である。
- ▶ →当該判決においてはこれはなされていない。
- ▶ →中国民事訴訟法の目的である「事実を明らかにすること」とは、「中国政府にとっての事実」であると言えよう。

中国民事訴訟における「社会秩序」

- ▶ 民事訴訟の目的である「社会秩序」とは何か。
- ▶ → 「共産党統治の社会の秩序維持」であると指摘されている。すなわち、中国共産党政権の維持のために、中国の民衆に不満が残らないような判断をすることが重要。
- ▶ → それであっても、当該判決では損失の補償、遅延利息、翻訳費、公証費などの請求は認めなかったのであり、完全に中国の民衆に寄り添った判決というわけでもない。
- ▶ しかし、日本企業である乙社からすると理不尽な判決であることも事実。
- ▶ → ところで、最終結論は、契約解除や、修理、交換、返品などを請求していない場合の法律通りの結論であり、当該判決が「法治」を強調している習近平政権時代に出たものであることから、一部分のみに焦点を当てて法治の名のもと、外国人に理不尽な判断を下すという手法を取っているようにも見える。今後、このような「法治」の名の下、理不尽に文言通りの解釈をする判決が出るかは注視しなければならない点である。

乙社はどうするべきであったか？

- ▶ 「商品は確かに納入を受けたが、この商品には著しく品質に問題があり、甲社には何度も連絡しているにもかかわらず、応答がない」と法的根拠を出さずに主張している点→❌
- ▶ 「契約法第111条に基づき、どのような選択をする方が合理的かを、甲社と話し合おうとしているが応答がない状態である」と主張すれば、少なくとも「法治」を標榜し出している中国では、この主張に斟酌をせざるを得なかったであろう。
- ▶ 代金請求を甲社が行ってきた時点で、甲社は乙社と話し合いをする気はないということが考えられる。→代金請求の訴訟提起がなされた時点で乙社は契約解除を申し入れればよかった。
- ▶ →いずれにしろ、**当該判決の乙社の敗訴は乙社の訴訟への戦略不足**であったためと評価できよう。

民法典では？

契約法と民法典との対応

契約法	民法典
第107条	第577条
第130条	第595条
第148条	基本は第621条と考えてよいが改正されている
第155条	第617条
第159条	第626条
第161条	第627条

民法典第621条

- ▶ (第1項) 当事者は検査期間を約定し、買手はその検査期間内に目的物の数量もしくは品質が契約内容に不適合な部分があった場合に売手に通知しなければならない。買手がこの通知を怠った場合、目的物の数量もしくは品質は契約内容に適合していたものとみなす。
- ▶ (第2項) 当事者が検査期間について約定しなかった場合、買手は目的物の数量もしくは品質につき契約内容と不適合する部分があることを発見した場合、もしくは発見できる合理的な理由がある場合、その期間内に売主に通知を出さなければならない。買手が合理的期間内に通知を出さない場合、もしくは目的物の受け取りから2年以内に売手に通知を發出しない場合には目的物の数量もしくは品質は契約内容と適合していたものとみなす。ただし、目的物に品質保証期間が設定されている場合、その保証期間が適用され、2年という期間は適用しない。
- ▶ (第3項) 売手が、提供した目的物が契約内容に不適合であると知っていたもしくは知ることができた場合、買手は前2項の規定による通知期限の制限を受けない。